

2024年4月30日

倫理委員会で承認された治療法

当院の倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	ICG（インドシアニンググリーン）を用いた医療の提供について
実施責任者	医療法人協仁会総院長一番ヶ瀬明
対象者	術前・術中に検査ならびに治療目的でICGを使用する必要があると判断した患者
承認日	2024年4月15日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p><b>【目的・意義】</b></p> <p>ICGは蛍光発色する薬剤で、術前や術中に血管内、リンパ管、組織へ投与することで、目的とする血管、胆管、リンパ管、軟部組織、腫瘍を同定できたり、手術において組織の切除範囲を決定できたりします。</p> <p>一部の臓器等においては保険診療が認められていますが、他の領域でもすでに多数の報告があり、標準的な検査法となっています。当院では、保険適応となっている代替医薬品がない場合にICG適応外使用を認めています。</p> <p><b>【想定される不利益と対策】</b></p> <p>本薬剤における有害事象の報告では、ショック症状0.02%、悪心・嘔気0.08%、血管痛0.04%、発熱・熱感0.02%といった薬剤に対するアレルギー症状があります。それらの症状を認めた場合には、必要時は薬剤の中止や対症療法で対応します。本剤治療による副作用などの健康被害が生じた場合は、医薬品副作用被害救済制度の適応とはなりません。保険診療範囲内で適切な診療と治療を行います。</p>
お問い合わせ先	医療法人協仁会 本部 代表 072-823-1521

以上